二・三　（略）

（削る）

四　前三号に掲げるもののほか、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資すると認められる事業

（地域雇用創造協議会等への委託）

第九条　法第十条第二項の規定による委託は、次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成して行うものとする。

一　法第十条第一項に規定する厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認める事業（以下この条において「地域雇用活性化推進事業」という。）の内容に関する事項

二　地域雇用活性化推進事業を実施する方法に関する事項

三・四　（略）

2　法第十条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　（略）

二　地域雇用活性化推進事業を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制が整備されていること。

三　前二号に掲げるもののほか、地域雇用活性化推進事業を効果的かつ効率的に行うことができると認められること。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整）	（調整）
第八条の二　認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によっては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。	**第八条の二**　認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によっては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。
一　（略）	一　（略）
二　雇用保険法施行規則第百四十条第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに掲げる事業	二　雇用保険法施行規則第百四十条第二号及び第三号に掲げる事業
（削る）	三　雇用保険法施行規則第百四十条の二第一項に規定する戦略産業雇用創造プロジェクト
三　雇用保険法施行規則第百四十条の二第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト	四　雇用保険法施行規則第百四十条の三第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト
四　（略）	五　（略）
（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）	（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）
第九条　第八条第二項及び第四項の規定にかかわらず、認定職業訓練実施奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、過去に重大な不正の行為若しくは過去五年以内に偽りその他不正の行為（当該重大な不正の行為が、当該職業訓練実施奨励金に係る認定職業訓練を行った都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係	**第九条**　第八条第二項及び第四項の規定にかかわらず、認定職業訓練実施奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、過去に重大な不正の行為若しくは過去五年以内に偽りその他不正の行為（当該重大な不正の行為が、当該職業訓練実施奨励金に係る認定職業訓練を行った都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係